

施策名【環境衛生】

章	節	施策		主要施策	事務事業コード	事業数	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
5.快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり	3.快適な生活環境の創出	1.環境衛生	(1)	廃棄物処理対策の推進	5311-1	1	事業系ごみ収集・処理事業	簡易			生活環境課	環境衛生係	
					5311-2	2	家庭系ごみ収集・処理事業	簡易		生活環境課	環境衛生係		
					5311-3	3	不法投棄ごみ処理事業	簡易		生活環境課	環境衛生係		
					5311-4	4	容器包装プラスチックリサイクル事業	簡易		生活環境課	環境衛生係		
					5311-5	5	ごみ減量事業	簡易	1	生ごみ処理機等購入費補助金	生活環境課	環境衛生係	
					5311-6	6	埋立ごみ処理事業	簡易		生活環境課	環境衛生係		
					5311-7	7	臼田廃棄物対策事業	簡易		臼田支所	経済建設環境係		
					5311-8	8	浅科廃棄物対策事業	簡易		浅科支所	経済建設環境係		
					5311-9	9	望月廃棄物対策事業	簡易		望月支所	経済建設環境係		
			(2)	し尿・汚泥対策の促進	5312-1	10	公衆トイレ維持管理事業	簡易		生活環境課	環境衛生係		

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	生ごみ処理機等購入費補助金			
事務事業名称	ごみ減量事業	事務事業コード	5311-5	
所管	環境	部	生活環境課	環境衛生係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 23 年度(経過年数 15 年)	終期設定	(有・無)	
目的	家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化の推進			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	生ごみ処理機等の本体購入価格(税込)の2分の1 限度額 生ごみ処理機3万円 生ごみ処理容器6千円 生ごみ処理機1台 生ごみ処理容器2台まで 交付決定を受けた翌日から起算して6年を経過した場合は再申請可			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input checked="" type="checkbox"/> 個人	
指標設定	設定の考え方	補助金により交付した生ごみ処理機等の台数		目標値 100
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
交付件数	150 件	227 件	100件	
決算額(予算額)	2,682,200 円	4,248,300 円	2,300,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	2,700,000 円	4,249,000 円	2,300,000 円
	一般財源	円	円	円
指標	目標値 (単位)	60 件	100 件	100 件
	実績値 (単位)	211 件	227 件	
	達成率	250.0 %	227.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・交付件数は増加していることから、市民ニーズを捉えられており、行政目的を達成するための手段として、妥当性がある。 ・達成率が増加しており、生ごみの減量化に寄与していることから、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	令和5年度に行政目的達成のための1つの施策として一定の効果が認められるため、ごみの減量化に資する本事業を継続していくため要綱の改正をおこなった。可燃ごみの減量化のための取組をより一層進めるため補助金利用促進の周知をおこなう。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	—
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		